

# 「神奈川最低賃金千円以上裁判」（14年6月9日）傍聴記

牧野富夫（労働総研顧問）

## （1）「逆転現象」雑感

「最低賃金と生活保護の“逆転現象”」という言い方を、私はなるべくしないことにしている。理由は、それが言外に「働いた代価である賃金（最賃）」が「働かずに受ける生活保護」よりも高くして当然だ、という「判断」を前提にしているように思えてならないからである。だれもが知っているはずの憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、それを国に義務づけている。みてのとおり、働いていようと働いていまいと、憲法は等しく「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「すべての国民」に保障している。なるほど働くことなしに人類は生存できない。働くことで人は磨かれ成長するなど働くことの意義は大きい。たしかに働くこと＝労働は尊い。しかし、だからといって、最低賃金が生活保護より高くしてはならない、ということにはならない。

憲法第27条2項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とし、最低賃金や最長労働時間などの基準を法定するよう国に義務づけている。その賃金についての具体化が最低賃金法にほかならない。その第9条3項では「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定めている。ここで「整合性の配慮」を求めているが、最低賃金は生活保護を「上回るべし」とはなっていない。当然である。国民の「最低限度の生活」に“二重底”があってはならない。

いま安倍政権は、生活保護バッシングを異常に強め、これをテコに社会保障全体の抑制や、最低賃金の引き下げをねらっている。これは政権・財界サイドからの「逆転現象解消」論を逆手にとった攻撃ともいえる。この国の最低賃金と生活保護は、ともに貧困である。とくに生活保護利用者へのスティグマは目に余る。「逆転現象」論が“生保スティグマ”を助長してないか、私たちは想像力を逞しゅうすべきである。双方の引き上げ・改善こそ求められる。働きたくても働けない障害者・高齢者などの「いのち」・「生存権」と、働いて賃金を得ている人々の「いのち」・「生存権」に軽重はないし、あってはならない。

## （2）原告Sさんの陳述の重さ

6月9日の横浜地裁での原告Sさんの陳述には、いくつもの重大問題を含んでいる。Sさんは、高校を卒業後、引き続き現在の仕事に就いている。半年の「期間従業員」（非正規雇用＝試用期間？）を経て「正社員」になり、現在に至る。その間、いくつか変化があった。まず、2005年に親企業が変わり、それまで約400万円だった年収が一挙に約300万円に下がった。許されない暴挙である。同時に、上司の「恣意的な評価」で賃金を決める「成果主義賃金制度」が導入され、以降、春のベースアップ期にも賃金が上がらなくなった。さらに、08年のリーマンショック後、大幅に賃金がカットされ、爾来、手取り13万円という「食え

ない賃金」をおしつけられている。「食えない賃金」は賃金とは呼べぬ。

これではどうして生活できないので、Sさんがその旨会社に訴えたところ、「本務に影響が出ない程度に自分で稼げ」といわれ、以来ずっとコンビニでアルバイトをしている。ゆえに休日なし、だ。私はこういう経営者に殺意を覚えるが、Sさんは我慢強くダブルワークを続けている。アルバイトの時給は870円（神奈川県地域別最賃868円プラス2円。深夜1200円、早朝920円）である。健康を犠牲に平日は正社員として、週末はアルバイトで深夜も働く、という「生活」（これは人間の「生活」ではない。奴隷制の末期には奴隷にも休日があった）だ。それでもSさんは「他の原告より私は恵まれている」という。

こう陳述したSさんは、現在40歳の独身男性である。「自分のこともどうなるかわからないのに妻や子どもを養う自信なんてありません」と心情を披瀝し、「最低賃金を引き上げて賃金の底上げをするしかないと思います」と訴えた。この訴えは、重い。怒りを禁じえない。もし私自身がSさんのような境遇におかれたら、生きてゆけるだろうか。そんな想像をめぐらせながら、Sさんの誠実な陳述を聴いた。

### (3) 安倍政権の最低賃金制への対応

安倍晋三なる人物は、「世界で一番企業が活動しやすい国をめざす」と公言し、「規制改革」という名のブルドーザーで「岩盤規制」と政権・財界が敵視する労働法制を破壊している。最低賃金制と最長労働時間制は、かれらにとって「岩盤規制」の最たるものである。いま産業競争力会議などは「新たな働き方」なる偽りの看板のもと、「残業代ゼロ」の合法化をねらい、労働時間規制の破壊に狂奔している。米日財界のため安倍政権がめざす「企業天国」では、最低賃金制や最長労働時間制などがあってはならない。国際社会の手前、形だけ残す、という魂胆である。その解体工事が産業競争力会議ほかで「労働時間規制」から始めている。

最低賃金制の解体工事が後回しにされた理由は、それが低すぎてあまり邪魔にならないからである。政権や財界には「かわいらしい最低賃金」はむしろあったほうがよい、という判断もありうる。生計費無視の低い最低賃金は「市場賃金の重石」として役立つからである。もっとも、この国の労働時間法制も穴だらけであるが、「残業代ゼロ」を合法化するには邪魔なのだ。

千円以上の最低賃金は待ったなし、である。生活保護との「整合性の確保」も待ったなし、である。裁判で原告団が「整合性の欠如」を“被告＝国”に事実上認めさせている。事実上ではなく「公然」と認めさせ、確たる是正を勝ち取ることだ。あわせて、全労連や連合などナショナルセンターには、全国一律最低賃金制の確立に向け運動を強めてほしい。さすがに全労連の運動方針にはそれが結成時からドンと座っている。だが、「座りっぱなし」では展望がない。すくくと立った全国一律最賃制確立の運動を軸に、それがナショナルミニマムの基軸であることを広く国民に訴え、たたかいて血を通わせようではないか。

以上